

令和2年度分

納税 通知書を 納入 通知書を お送りいたします

令和2年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	… 5月11日(月)
市民税・道民税（特別徴収）	… 5月15日(金)
市民税・道民税（普通徴収・年金からの天引き）	… 6月12日(金)
軽自動車税（種別割）	… 5月11日(月)
国民健康保険税	… 6月12日(金)
介護保険料	… 6月12日(金)
後期高齢者医療保険料	… 6月12日(金)

国民健康保険税

【詳細】国保年金課国保賦課係 ☎ 381 - 1028

国民健康保険税は加入者に負担していただく税金で、前年中の所得に基づき算定されます。

をしてください。

申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費支給額などが正しい区分で判定されませんのでご注意ください。所得や内容により申告先が異なるため、まずは国保年金課（☎ 381 - 1028）へお問い合わせください。

解雇された方などの軽減

解雇や雇い止め、倒産などにより離職を余儀なくされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

●対象者

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※特別受給資格者と高齢受給資格者は対象外

●申請方法

雇用保険受給資格者証、印鑑、申請者の本人確認書類、マイナンバーが分かるものを持って市役所6番窓口で手続きをしてください。

詳細は、下記のQRコードから



【医療分】①～③の合算額で課税限度額は61万円

- ①所得割 (前年所得 - 33万円) × 8.3%
- ②均等割 加入者1人につき2万4,000円
- ③平等割 1世帯につき2万5,500円

【後期高齢者支援金等分】

- ①～③の合算額で課税限度額は19万円
- ①所得割 (前年所得 - 33万円) × 1.7%
- ②均等割 加入者1人につき5,300円
- ③平等割 1世帯につき6,000円

【介護分】①～②の合算額で課税限度額は16万円

- ①所得割 (前年所得 - 33万円) × 1.8%
- ②均等割 加入者1人につき9,600円

▼軽減の対象が広がります

右表の②均等割と③平等割は、世帯の所得などに応じて軽減されます（申請不要）。

▼課税限度額の引き上げ

医療分の課税限度額を、3万円引き上げます。

申告を忘れずに

「国保税の納税義務者で、前年中は無収入だった方」と「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は必ず申告

市民税・道民税

【詳細】市民税課 ☎ 381・1012

江別市に住んでいる人が納める税金の1つに住民税があります。これは市民税と道民税を総称したもので、2つ合わせて住民税として課税され、納めることになっています。

どんな人が課税されるのですか？

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます（課税されない方は左表のとおり）。



市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方

- ①未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が
{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が35万円以下の方
- ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が
{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の方
※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。
- 上記の判定額は税制改正により令和3年度から変更になります。

税額はどのように計算するの？

均等割と所得割という2種類の方法で税額を算出し、納税義務者に課税しています。

【均等割額】

均等割は一定額以上の所得のある方が、等しく同じ額を負担する税金です。

令和2年度の均等割額は、4千円です。これに、防災に必要な財源確保の特例として、千円が加算され、合計5千円が課税されます。

【所得割額】

所得割は個人の所得に応じて負担する税金です。前年中の所得金額や所得控除額などから算出される税額です。

申告書の内容を反映できない場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限が延長されたことにより、当初納税通知書に申告書の内容を反映できないことがあります。この場合は順次、税額の変更通知をお送りいたします。

住民税の課税額や課税所得により自己負担などが定められている制度への影響もありますので、ご理解をお願いします。

均等割額

5千円（市民税3,500円、道民税1,500円）

※平成26年度から令和5年度までの間、防災に必要な財源を確保するため、均等割額に千円（市民税500円、道民税500円）が加算されています。

所得割額

課税標準額×税率（10%）－ 税額控除額

※課税標準額＝前年の総所得額－所得控除金額
※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

納付はいつしたら良いの？

● 給与所得の方

原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます（特別徴収）。

● 事業を営む方など

6月30日(火)、8月31日(月)、11月2日(月)、翌年2月1日(月)の年4回、直接個人で納めます（普通徴収）。

● 年金収入のある方

年齢や年金などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります（選択制ではありません）。

また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になった方は、年度の途中で年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。



固定資産税・都市計画税

【詳細】資産税課 ☎ 381・1404

納税義務者は？

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地や家屋償却資産（※1）を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に、所有者として登記または登録されている方に課税されます。

都市計画税は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

※1 事業用の機械、器具、備品など

納期はいつですか？

納期は5月、7月、9月、12月の年4回です。

税額はどのように計算するの？

土地、家屋、償却資産の評価額をもとに算出した、「課税標準額」に税率をかけて税額を算出しています。

【固定資産税】

課税標準額×税率（1.4%）

【都市計画税】

課税標準額×税率（0.3%）

納税通知書には「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

現況調査にご協力を！

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

<土地>

土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

<家屋>

玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。



▼ 新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成28年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成26年。ただし長期優良住宅を除く）に新築された住宅の固定資産税は、軽減の期間が令和元年度で終了したため、令和2年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

納税の猶予制度

下記に該当する方は納税が猶予される場合があります。

● 徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

● 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

② 滞納処分が行われます

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、滞納している税を強制的に徴収する「滞納処分」を行う場合があります。「滞納処分」は、債権（預貯金・給与・生命保険など）のほか、不動産や動産（自動車など）の財産も対象となります。

差し押さえた不動産や動産はインターネット公売などで売却され、買受代金は滞納税に充てられます。

差押

インターネット公売のお知らせ

差し押さえた不動産や動産（自動車など）をインターネット上で購入することができます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は市ホームページの「くらしの情報」から「税金」のページに進み、インターネット公売のページをご覧ください。

軽自動車税(種別割)の減免

下表に該当する方は減免制度があります

対象者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方 ※以下「身体障がい者など」と表記	①の方が所有し運転する車両
②重度の身体障がい者など同一生計の方	②の方が所有し、当該身体障がい者などのために運転する車両(当該身体障がい者などが運転する場合を含む)で1週間につき1回以上または1カ月につき4回以上継続して使用している車両。
③重度の身体障がい者などのみの世帯の方	③の方が所有し、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転する車両で1週間につき3日以上継続して使用している車両。
④右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両

● 減免手続きに必要なもの

交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など) / 運転免許証(当該車両を運転される方のもの) / 印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑は不可) / 車検証 / 車所有者のマイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合は、通知カード+運転免許証など)

● 申込先・申込期限

6月1日(月)までに市役所10番窓口で手続きを。
納税通知書が届いてから申請される方は、納税前に手続きしてください。詳細は市民税課税制係(☎381-1012)へお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)

令和元年10月1日から軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

〔詳細〕市民税課税制係 ☎381・1012

納税義務者は?

毎年4月1日現在、原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有または使用している方に課税されます。

なお、普通自動車税と異なり、軽自動車税(種別割)には月割制度はありません。

納付はいつまで?

納期限は6月1日(月)です。

▼口座振替をご利用の方へ

6月中旬頃から口座振替済通知書と車検用納税証明書を発送します。5月下旬〜6月中旬に車検の有効期間満了となる車両は、昨年度の車検用納税証明書で早めの車検をお勧めします。今年度の納税証明書が必要な方はご連絡を。

軽自動車税(種別割)のよくある質問

Q 軽自動車を4月中旬に売却したのですが、納税通知書が送られてきました。現在は所有していないのに課税されるのですか?

A 軽自動車税(種別割)は4月1日時点での所有者が納税義務者となります。月割制度はありませんので、全額が課税されます。



市税は納期限内に納めましょう

〔詳細〕納税課 ☎381-1013

市税は、皆さんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源です。

納期限までに納められない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。忘れずに納めましょう。

市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んで参りますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

相談はお早めに

今月から税目ごとに令和2年度の通知書が発送されます。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

滞納してしまうと…?

① はじめに督促状が届きます

定められた納期限までに納税されない場合、督促状を送付します。その後も未納の場合は、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。



未納